

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和3年11月5日（金）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

## 議 事

- 第 1 議案 第 32 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 33 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 34 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和3年11月5日(金)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	13名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	4番 佐々木 隆
	5番	住田 賀津彦	6番 関口 卓司
	7番	大崎 章博	8番 金坂 隆男
	9番	高橋 順子	10番 松田 治之
	12番	谷越 彦茂	13番 石坂 誠一
5. 総会に欠席した農業委員の数	1名		
	11番	北田 直喜	
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	4名		
	上中島地区	石川 道範	加積地区 西田 八郎
	下野方地区	石川 信廣	経田地区 経田 高久
7. 議事録署名委員			
	8番	金坂 隆男	9番 高橋 順子
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主任	中尾 能成	主任 井口 健太郎
	主事	横田 悠介	

**【開 会：午後1時30分】**

議長： それではただ今から令和3年度11月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、8番金坂委員、9番高橋委員にお願いいたします。

議案第32号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第32号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は1件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは3ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第32号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 本日欠席の北田委員からは、本案件について特段問題無い旨、事前に伺っておりますので報告致します。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第32号は意見決定いたします。

議案第33号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第33号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定についてご説明します。

今月の事業計画変更申請は上中島地区の1件です、5ページ目をご覧ください。

**【議案第33号 議案書をもとに朗読】**

今回の事業計画変更申請については、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので事業計画変更に支障はないものと考えられます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 事務局から説明があった通りです。問題無いと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

経田推進委員： 法定外公共物は地番がないのにどのように所有権移転されるのでしょうか。また、譲渡人に個人がいますが問題無いのでしょうか。

事務局： 法定外公共物には地番がありませんので、払い下げの過程で地番を付し、所有権移転となります。また、譲渡人に個人名がありますが、申請者間の手続きによるもので特に問題ありません。

7番： 払い下げは無償ですか、有償ですか。

事務局： 払い下げは売買ですので有償です。

議長： その他に何か意見はございませんか。

議長： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第33号は意見決定いたします。  
議案第34号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第34号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

7ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は4件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは8ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第34号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 1番については、事業計画変更で説明があった通りです。特に問題ありません。2番についても、現地確認した結果特に問題ありませんでした。

2番： 譲受人が妻の実家近くに宅地を求められた案件です。申請地は基盤整備がされておらず不整形で、耕作に不向きな場所でもあります。問題無いと思います。

14番： 3種農地で周辺農地にも影響がないと思われまますので、特段問題無いかと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第34号は意見決定いたします。議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

魚津市長より令和3年10月29日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

今月の案件は、2件、7筆、5,461㎡です。全て相対契約です。

利用権の種類等は記載のとおりとなっております。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

議長： 特に無いようならば、申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第35号は決定いたします。

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について（令和3年10月分）  
・農振除外について（令和3年9月受付分）  
・富山県農業委員会大会について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時40分】

【別添】

## 農地法第4条調査書

議案第32号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域及び第一種住居地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	申請地隣の貸駐車場は通路幅が狭いことから拡張する計画です。また、既存の農業用倉庫が手狭であることから、余剰な駐車スペースを活用し農業用倉庫も建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画であり、申請書に通帳の写しを添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農業用倉庫及び駐車場敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農業用倉庫の建築と駐車場の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。 生活雑排水は発生せず、雨水については、隣接の水路へ排水する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		



## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第34号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、土地改良事業の対象区域ではない小集団規模(約3ha)の生産性の高くないその他の農地であることから、第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人が以前に転用許可を受けた第二工場および駐車場敷地内には、国有地が介在しており、社有地として取得するために転用申請するものです。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、金融機関口座の残高一覧を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、都市計画法第29条の規定による開発行為は許可済みです。	
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地として、市が管理する法定外公共物(水路・農道)は、付け替えと一部払下げすることで協議済みであり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、工場及び駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は工場及び駐車場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬように対応します。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水排水は既設水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第34号 受付番号2番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね77haの一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	借受人は実家で同居していますが、家族の増加により部屋数が不足しています。 当初は申請地で住宅を建設しようとしたのですが、建築物が農業用水路にかかることから、実家敷地内の農業用倉庫を取り壊し住宅を建設し、申請地に新たな農業用倉庫兼車庫を建設する予定です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農業用倉庫兼車庫敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、農業用倉庫兼車庫として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁等を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は隣接の用悪水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第34号 受付番号3番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満(8ha)の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし(集落接続)です。	
転用目的	借受人は現在アパート住まいをしていますが、妻の母が高齢となったため、妻の実家近くに住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、住宅ローン借入れに関する事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁等を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は近くの既存水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第34号 受付番号4番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に経田小学校の教育施設と経田公民館の公共施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は現在共同住宅に住んでいますが、子の成長と共に部屋数が必要になることや、一人住まいをしている妻の母との同居を予定しており、戸建て住宅を建設する計画です。 母が居住している住宅を取り壊し、その跡地と申請地を利用し住宅を建設します。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、住宅ローン借りに関する事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、利用する隣接の宅地は妻の実家の敷地であるため、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁等を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は隣接の道路側溝へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		